

# 10. その他の福祉

## 1) いばらき身障者等用駐車場利用証制度

身体障がい者等が自ら又は家族などの運転する車に同乗するとき、公共施設及び商業施設にある身障者等用駐車場に駐車する際、利用証を掲示することにより駐車しやすくなります。

対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身体障がい者手帳（視覚障がい4級以上，聴覚機能障がい3級以上，平衡機能障がい5級，上肢機能障がい2級以上，下肢機能障がい6級以上，体幹機能障がい5級以上，乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい〔上肢2級以上・移動6級以上〕，内部障がい4級以上）所持者</li> <li>・療育手帳（㊤，A）所持者</li> <li>・精神障がい者保健福祉手帳（1級）所持者</li> <li>・介護保険の要介護状態区分が「要介護1」以上の認定を受けた者</li> <li>・一般特定疾患医療受給者証又は小児慢性特定疾患受診券交付者</li> <li>・母子健康手帳交付者（妊娠7ヶ月から産後6ヶ月に限る）</li> </ul>
手続	身体障がい者手帳，療育手帳又は精神障がい者保健福祉手帳等を持参
窓口	社会福祉課・介護福祉課（介護認定者）・保健センター（母子）
備考	車内のルームミラーに掲げて使用。対象者1人につき1枚交付。 茨城県内全域で利用が可能。

## 2) ヘルプマーク・ヘルプカードの交付

「ヘルプマーク・ヘルプカード」は、内部障がい、発達障がい、妊娠初期など外見からは援助や配慮を必要とすることが分からない人が身に付けることで、援助や配慮の必要性を周囲の人に知らせるものです。

対象者	市内に住所を有する方で次のいずれかに該当する方 <ul style="list-style-type: none"> <li>・肢体不自由，内部障がい，聴覚障がい，視覚障がい，音声機能・言語機能障がい，知的障がい，発達障がい，精神障がい，難病，妊産婦など</li> </ul>
手続	身体障がい者手帳や療育手帳，精神障害者保健福祉手帳，母子手帳など，申請事由の確認できるもの
窓口	社会福祉課

## 3) 避難行動要支援者登録制度

市は、在宅で災害時に自力で避難することが困難な避難行動要支援者の名簿を作成し、災害時の避難支援等に役立てるため、自治会・町内会等の避難支援等関係者（支援者）に名簿の提供を行っています。なお、名簿の提供は、避難行動要支援者の同意に基づいて行います。また、災害時には、法律に基づき名簿提供に不同意の方の情報も提供されます。

対象者	<b>【市が指定する登録者】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・身体障がい者手帳（1，2級）所持者</li> <li>・療育手帳（㊤，A）所持者</li> <li>・精神障がい者保健福祉手帳（1，2級）所持者</li> </ul> <b>【災害時の支援を必要とし，名簿掲載を希望される方】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・身体障がい者手帳，療育手帳，精神障がい者保健福祉手帳所持者</li> <li>・難病医療費受給者証所持者</li> </ul>
窓口	社会福祉課 社会福祉グループ

## 4) 利用料が免除される県の都市公園施設

下記の有料公園施設の観覧料や使用料等が全額又は半額免除になります。

<利用方法：身体障がい者手帳，療育手帳，精神障がい者保健福祉手帳を持参してください>

都市公園名	電話番号	施設名
偕楽園	029-244-5454	好文亭
弘道館公園	029-231-4725	弘道館
堀原運動公園	029-251-8444	競技場，野球場，武道館
東町運動公園	029-221-0737	テニスコート，体育館，アーチェリー場，水泳プール
笠松運動公園	029-298-0180	陸上競技場，補助陸上競技場，体育館，テニスコート，球技場，野球場，児童スポーツ広場，室内水泳プール，アイススケート場，トレーニングルーム
砂沼広域公園	0296-43-6661	テニスコート，多目的広場，砂沼サンビーチ
港公園	0299-92-5155	展望塔
洞峰公園	029-852-1432	多目的運動場，テニスコート，体育館，野球場，室内水泳プール
県西総合公園	0296-57-5631	テニスコート，多目的運動場，こども広場
笠間芸術の森公園	0296-72-1111	野外ステージ
大子広域公園	02957-2-5824	多目的運動場，テニスコート，室内水泳プール

※ 障がいの種類及び等級によって，該当しない場合がありますので詳しくは各施設にお問合せください

## 5) NHK受信料の減免

全額免除		半額免除
<ul style="list-style-type: none"> <li>・身体障がい者手帳を持っているの方がいる世帯で世帯構成員全員が市民税非課税の場合</li> <li>・知的障がい者と判定された方がいる世帯で世帯構成員全員が市民税非課税の場合</li> <li>・精神障がい者保健福祉手帳を持っているの方がいる世帯で世帯構成員全員が市民税非課税の場合</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・世帯主が視覚又は聴覚障がいの身体障がい者手帳所持者</li> <li>・世帯主が1級・2級の身体障がい者手帳所持者（視覚，聴覚障がい以外）</li> <li>・世帯主が重度の知的障がい者と判定された方（㊤，A程度）</li> <li>・世帯主が1級の精神障がい者保健福祉手帳所持者</li> <li>・世帯主が特別項症～第1款症の戦傷病者手帳所持者</li> </ul>
手続	手帳，印かん（申請書証明欄に福祉事務所長の証明を受ける）	
窓口	社会福祉課	
提出先	NHK水戸放送局 営業部受信料担当 電話 029-232-9811	

## 6) NTT番号案内の無料化

104番への電話番号の問合せを無料で利用できます。

対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身体障がい者手帳（視覚障がい1級～6級，上肢・体幹・脳原性運動機能障がい1～2級）所持者</li> <li>・戦傷病者手帳（視力の障がい 特別項症～第6項症，上肢の障がい 特別項症～第2項症）所持者</li> <li>・療育手帳所持者</li> <li>・精神障がい者保健福祉手帳所持者</li> </ul>
問合せ	NTTのお客様窓口等（郵送による申込も可） 電話 0120-104-174

## 7) 住民票等証明書の手数料免除

障がい者手帳を交付された方に係る証明及び閲覧等を申請された場合、手数料を全額免除しております。

対象者	身体障がい者手帳・療育手帳・精神障がい者保健福祉手帳所持者
手続	申請の際、申請書と一緒に障がい者手帳を提示
窓口	総合窓口課・税務課等

## 8) 駐車禁止除外車の指定

身体障がい者等が自ら又は家族などの運転する車に同乗するとき公安委員会発行の許可証（駐車禁止除外指定車標章）を掲示することにより、駐車禁止区域でも、やむを得ない場合、他の交通の妨げにならない等の要件に該当する場合に限り駐車することができます。

対象車両	身体障がい者手帳等の交付を受けている歩行困難な方が現に使用中の車両で、公安委員会が必要と認めるもの ※身体障がい者の標章については、「本人標章」とし、車両を特定しない
対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身体障がい者手帳（上肢機能障がい2級の2以上、下肢機能障がい4級以上、体幹機能障がい3級以上、視覚障がい4級の1以上、聴覚機能障がい3級以上、平衡機能障がい3級、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい〔上肢2級以上・移動4級以上〕、内部障がい3級以上）所持者</li> <li>・療育手帳（㊤、A）所持者</li> <li>・戦傷病者手帳所持者（重度障がいに限る）</li> <li>・精神障がい者保健福祉手帳所持者（1級に限る）</li> <li>・小児慢性特定疾患児手帳所持者（色素性乾皮症患者に限る）</li> </ul>
手続	障がい者手帳、戦傷病者手帳又は色素性乾皮症患者と証明する書類、運転免許証、印かん
窓口	取手警察署 取手市桑原 955-1 電話 0297-77-0110

## 9) 身体障害者結婚相談所

専門の相談員が身体障がい者の方の結婚相談に応じています。また「ゆうあいの集い」を行って交流を図っています。

対象者	身体障がい者手帳を持っている方
窓口	県身体障害者福祉団体連合会 〒310-0851 水戸市千波町 1918 県総合福祉会館内 電話 029-241-8295 FAX 029-243-7490

## 10) 郵便料金の免除

盲人用点字郵便及び盲人福祉施設から発送される盲人用録音物の郵送料は無料です。

問合せ	郵便局窓口
-----	-------

## 1 1) 郵便による投票

身体が不自由なため投票所へ行くことが困難な方は、自宅などで投票（郵送による不在者投票）ができます。

対象者	両下肢，体幹，移動機能障がい1級・2級，心臓，腎臓，呼吸器，ぼうこう，直腸，小腸機能障がい1級・3級，免疫機能障がい1～3級の身体障がい者手帳所持者 ※上肢機能，視覚障がい1級の身体障がい者手帳をお持ちの方は代理記載制度もご利用できます
手続	郵便等投票証明書（4年間有効）の交付を受けて，選挙ごとに，この証明書を提示して投票用紙を請求してください
窓口	守谷市選挙管理委員会（守谷市役所総務課内）

## 1 2) 携帯電話基本料金等の割引

障がい者の方のコミュニケーション手段として携帯電話の利用増加を受け，更なる普及のため，割引サービスを導入しました。

対象者	・身体障がい者手帳，療育手帳，精神障がい者保健福祉手帳所持者
手続	・新規申請の場合 ①障がい者手帳の原本，②携帯電話購入費用，③金融機関等の届出及び口座番号がわかるもの（利用料金を口座振替で希望する者のみ） ・既契約されている場合 ①障がい者手帳の原本 ※障がいの種類・程度に関わらず，1人につき1回線まで
内容	基本使用料50%割引など ※会社によりサービスが異なります
窓口	各会社の携帯電話取扱い店

## 1 3) 「いこいの郷 常総」の利用料金の割引

障がい者手帳を所持している方が「いこいの郷 常総」の温浴施設を利用する場合，利用料金が下記の通り割引されます。

対象者	・身体障がい者手帳所持者 ・療育手帳所持者 ・精神障がい者保健福祉手帳所持者	
利用料金	障がい児（小・中学生）	無料
	障がい者（小・中学生以外）	310円
問合せ	いこいの郷 常総 守谷市大木1468 電話 0297-48-3217	

※その他県内施設にて「障がい者福祉のしおり」に記載されていない割引もあるため，それぞれの窓口へお問い合わせください